

東京大学柏の葉キャンパス駅前サテライト規則

平成26年4月24日

役員会議決

東大規則第2号

[沿革](#)

(趣旨)

第1条 この規則は、東京大学柏の葉キャンパス駅前サテライト（以下「サテライト」という。）の管理運営に関し基本的な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 サテライトは、東京大学（以下「本学」という。）と産官学の連携により、学術研究及び教育活動の展開並びに各種会合その他の国際的及び国内的な交流の場の提供を通じて、本学の教育研究の発展に資することを目的とする。

(管理運営責任者)

第3条 サテライトの管理運営責任者は、資産活用を担当する理事とする。

(施設の使用等)

第4条 サテライトの使用その他この規則の実施に関し必要な事項は、総長が別に定めるところにより設置する委員会の議を経て、管理運営責任者が定める。

(業務)

第5条 サテライトに関する事務は、本部資産企画課において処理する。

附 則

この規則は、平成26年4月24日から施行し、平成25年12月25日から適用する。

附 則

この規則は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和4年2月24日東大規則第50号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日東大規則第121号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

沿革

東京大学柏の葉キャンパス駅前サテライト規則

体系情報

□第6編 設備及び附属施設の管理・使用

沿革情報

◆平成26年04月24日 役員会議決

◇平成29年12月20日

◇平成30年03月29日

◇令和04年02月24日

◇令和04年03月31日

◇令和04年12月09日

◇令和06年03月21日

◇令和07年03月27日